

令和2年第5回定例会
藤崎町教育委員会議事録

日	時	令和2年5月27日(水)	午後1時24分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

第5回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要

5 報告事項

報告第12号 入札結果について

報告第13号 令和元年度藤崎町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第14号 臨時代理 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出
について（5月補正）

6 議案審議

議案第16号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（6
月補正）

議案第17号 藤崎町教育委員会表彰規則の一部改正について

議案第18号 藤崎町教育委員会表彰規則の運用要綱の一部改正について

議案第19号 藤崎町学校給食運営協議会委員の委嘱について

7 その他

8 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者

委員	(1番) 田澤 文雄
委員	(2番) 榊 公子
委員	(3番) 加福 哲三
委員	(4番) 工藤 留美

教育委員会事務局

教育長	羽賀 義易
学務課長	清野 健志
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	佐々木 泰人
学校給食センター所長	清水 裕行

事務局職員

学務課課長補佐	木村 文徳
学務課主幹	長内 真理子

午後1時24分 開会

◎羽賀教育長 定刻より6分早いですが、皆さんお揃いですので会議を始めたいと思います。ただいまから令和2年第5回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を2番の神委員と4番の工藤委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を令和2年5月27日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 異議無しと認め、会期を令和2年5月27日の一日間とします。

◎羽賀教育長 次に、「令和2年第4回藤崎町教育委員会議事録の概要について」報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局）令和2年第4回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。令和2年第4回定例会は、令和2年4月28日（火）午後1時30分から常盤生涯学習文化会館視聴覚室において開催されました。4番工藤委員が所用により欠席されました。

報告事項では、報告第5号「町立小中学校児童生徒在籍数について」、報告第6号「令和元年度学校給食センター業務実績について」、報告第7号「臨時代理課長級以上の教育委員会職員の人事異動について」、報告第8号「専決事項 課長級以外の教育委員会職員の人事異動について」、報告第9号「小中学校指導要録の様式について」、報告第10号「入札結果について」、報告第11号「藤崎町学校評議員の委嘱について」報告され、議案事項では議案第15号「教育財産の取得に係る入札について」審議され、原案のとおり承認されました。第4回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりましたが、ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、報告事項に入ります。

報告第12号「入札結果について」事務局より報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局）1ページをお開き下さい。

報告第12号「入札結果について」標記について、別紙のとおり報告する。令和2年5月27日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易。理由、4月および5月に実施した入札結果について、報告するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

3 ページをお開き下さい。資料 1、入札結果について、学務課・工事、工事番号藤財工第 3 号、工事名藤崎中央小学校プール等改修工事、入札日令和 2 年 4 月 23 日、落札業者名久保田建設株式会社、落札金額 3,200,000 円（税抜き）、工期令和 2 年 4 月 29 日から令和 2 年 6 月 5 日まで、工事概要プールろ過装置ろ材取替、プールろ過装置薬注ユニット取替、プール排水水中ポンプ取替、プール排水漏水修繕。

学務課・業務委託、業務委託番号藤財委第 6 号、業務名藤崎中央小学校大規模改造工事設計業務委託、入札日令和 2 年 4 月 23 日、落札業者名株式会社八洲建築設計事務所、落札金額 6,800,000 円（税抜き）工期令和 2 年 4 月 28 日から令和 2 年 6 月 30 日まで、業務概要鉄筋コンクリート造 2 階建 保有面積 6071.150 m²、全面改造設計一式。

学務課・工事、工事番号藤財工第 9 号、工事名学校情報ネットワーク環境施設整備工事、入札日令和 2 年 5 月 20 日、落札業者名和電工業株式会社、落札金額 42,160,000 円（税抜き）、工期令和 2 年 5 月 23 日から令和 3 年 3 月 31 日まで、工事概要町内 5 小中学校 LAN 配線（張替）拠点ルータ、基幹スイッチ、フロアスイッチ、無線アクセスポイント、充電保管庫。

学務課・工事、工事番号藤財工第 10 号、工事名藤崎中学校屋内運動場屋根改修工事、入札日令和 2 年 5 月 20 日、落札業者名株式会社三浦組、落札金額 49,800,000 円（税抜き）、工期本契約の日から令和 2 年 11 月 30 日まで、工事概要鉄筋コンクリート造 2 階建 1,839 m²、屋根防水工事、内部仕上改修工事、4 月、5 月に実施した入札結果については、以上 4 件であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりました。ご質問等ございますか。

◎加福委員 4 月 23 日入札の藤崎中央小学校プール等改修工事と学校情報ネットワーク環境設備工事についてですが、入札日が同じですが工期が違うのは何か意味があるのでしょうか。また、5 月 20 日入札の学校情報ネットワーク環境施設整備工事と藤崎中学校屋内運動場屋根改修工事の工期欄の記載の仕方が違うのは何か意味があるのでしょうか。

◎木村学務課長補佐 4 月入札の 2 件について契約日が異なる理由ですが、契約する際に業者は保険を掛けることとなります。その保険の手続きに日数がかかることもあり、保険の契約が完了後に契約することとなりますので、各業者によって契約日が異なっております。5 月入札の 2 件についてですが、藤崎中学校屋内運動場屋根改修工事は、税込み金額で 50,000,000 円を超えており、議会の承認を得ることが必要となる工事契約となります。6 月議会に提案し可決されてか

ら本契約となりますので、このような報告内容となっております。

◎羽賀教育長 この件に関しましては、よろしいでしょうか。他に質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、続いて、報告第13号「令和元年度藤崎町一般会計繰越明許費繰り越し計算書について」の報告に入ります。事務局より報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局） 5ページをお開き下さい。

報告第13号「令和元年度藤崎町一般会計繰越明許費繰越計算書について」標記について、別紙のとおり報告する。令和2年5月27日提出、藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易。理由、令和元年度から実施している学校情報通信ネットワーク環境整備事業の繰越明許費繰越計算書について、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき報告するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

6ページをお開き下さい。資料2、令和2年度藤崎町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。令和元年度予算に計上した学校情報通信ネットワーク環境整備事業費が、令和2年度に繰り越されたということを示した計算書であり、事業費49,345,000円の全額を繰越するものであります。繰越における財源内訳については記載のとおりであります。報告第13号については、以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりました。ご質問等ございますか。

◎田澤委員 ネットワークですが、学校で備えれば各家庭でのオンライン学習に活用は可能となりますか。

◎清野学務課長 まずは、一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。さきほど入札があった学校情報通信ネットワーク環境整備事業費に係る工事費用は、昨年3月の国の一次補正で急遽予算化されました。3月補正でしたので、工事をする暇が無いということで、今年度に予算を繰り越しております。この繰越した予算で先ほど説明のあった学校情報通信ネットワーク環境設備事業の入札を行ったということでもあります。このネットワーク整備は、子どもたち一人に1台端末を整備するための学校施設内のネットワーク整備でありますので、新型コロナウイルス感染症防止対策における臨時休業中のオンライン授業をすることを想定している工事ではありません。

◎羽賀教育長 将来的に児童生徒一人一人にタブレットが渡り、授業でタブレットを使用しても、全校一斉に使用しても耐えうるネットワーク環境であるのか。

◎清野学務課長 カタログ上では耐えうるネットワークの仕様ではありますが、授業で使

用するデータの量がどれだけ集中するのにもよりますが、耐えうる設計となっております。

◎羽賀教育長 他にご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、続いて、報告第14号「臨時代理 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（5月補正）」報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局） 8ページをお開き下さい。

報告第14号「臨時代理 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」、標記について、別紙のとおり報告する。令和2年5月27日提出、藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易。理由、議会の議決を経るべき議案について臨時代理したことを報告するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

10ページをご覧ください。資料3「令和2年度藤崎町一般会計（教育費）第2回補正予算についてであります。5月13日開催された町の臨時議会に提出された議案で、主な内容は学校のコロナ対策に必要な消毒液や体温計の購入費用となっております。また、予算の提出期限が第4回定例会の開催された4月28日であったため、委員会に諮る暇が無く教育長が臨時代理したものであります。報告第14号については、以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりました。ご質問等ございますか。

◎田澤委員 新型コロナウイルス感染症防止対策の各学校での予算の使用状況をお知らせください。

◎清野学務課長 予算計上の内容として、主なものとして消毒液計40リットルと非接触型温度計3本ずつ、各小中学校を配布します。学校健診で仕様する使い捨ての歯鏡、手袋、聴診器を拭くためのアルコール綿、サージカルマスク、フェイスシールドなどが予算として計上しておりました。

◎羽賀教育長 他にご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、続いて議案審議に移ります。議案第16号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（6月補正）」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局） 13ページをお開き下さい。

議案第16号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」、議会の議決を経るべき次の議案について、町長から意見を求められたが別紙原案

のとおり了承する。1、令和2年度藤崎町一般会計（教育費）第3回補正予算案、令和2年5月27日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易。理由、議会の議決を経るべき議案について町長から意見を求められたことに伴い、教育委員会の決定を得る必要があるので提出するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

15ページをお開き下さい。資料4、令和2年度藤崎町一般会計（教育費）第3回補正予算案であります。歳入の補正はありません。歳出についての主な内容は4月の人事異動に伴う人件費の調整、議員報酬の削減を財源とした学校備品の購入費、ふれあいずーむ館の駐車場拡幅に伴う土地購入費であります。令和2年度藤崎町一般会計（教育費）第3回補正予算案については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎加福委員 17、18ページの会計年度任用職員報酬についてありますが、どういう職員のことでしょうか。

◎清野学務課長 今までの臨時職員になります。

◎加福委員 臨時職員の異動に伴う補正予算案になるのですね。

◎清野学務課長 臨時用務員の配置換えほか、正職員の用務員の人事異動によるものが含まれております。

◎羽賀教育長 他にご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 議案第16号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（6月補正）」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案第16号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（6月補正）」を原案のとおり承認します。

続いて、議案第17号「藤崎町教育委員会表彰規則の一部改正について」と、議案第18号「藤崎町教育委員会表彰規則の運用要綱の一部改正について」は関連があるため一括して議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局） 20ページをお開きください。

議案第17号「藤崎町教育委員会表彰規則の一部改正について」標記について、別紙のとおり提出する。令和2年5月27日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易。理由、藤崎町教育委員会表彰規則の一部を改正するため、提出するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

25ページをお開きください。議案第18号「藤崎町教育委員会表彰規則の運

用要綱の一部改正について」標記について、別紙のとおり提出する。令和2年5月27日提出、藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易。理由、藤崎町教育委員会表彰規則の運用要綱の一部を改正するため、提出するものであります。これら2件の議案については、県及び町体育協会がスポーツ協会と名称変更したため関連する規則・運用要綱について語句の修正を行うものです。詳細については22ページからの資料5及び27ページからの資料6に改正文と新旧対照表を、掲載しております。議案第17号及び議案第18号については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎田澤委員 体育協会がスポーツ協会に変わった意図はありますか。

◎清野学務課長 県体育協会が県スポーツ協会に変更になったために、今回の名称変更となりました。

◎佐々木生涯学習課長 私も参考までにですが、スポーツ庁があるように体育からスポーツというわかりやすい言い方になったからではないかと思えます。

◎加福委員 私もスポーツ協会の副会長をやっております。これは、国の方でも体育協会からスポーツ協会に変更しており、それに伴って、県、市町村が併せて名称変更してきております。

◎羽賀教育長 国体と言わなくなるのでしょうか。

◎加福委員 スポーツ大会となります。

◎佐々木生涯学習課長 国民スポーツ大会になります。

◎羽賀教育長 要するに語句の修正ということになります。それでは、他にご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

議案第17号「藤崎町教育委員会表彰規則の一部改正について」、議案第18号「藤崎町教育委員会表彰規則の運用要綱の一部改正について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 議案第17号「藤崎町教育委員会表彰規則の一部改正について」、議案第18号「藤崎町教育委員会表彰規則の運用要綱の一部改正について」を原案のとおり承認します。

続いて、議案第19号「藤崎町学校給食運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐 29ページをお開き下さい。

議案第19号「藤崎町学校給食運営協議会委員の委嘱について」標記について、別紙のとおり提出する。令和2年5月27日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易。理由、藤崎町が設置する小学校及び中学校の学校給食運営を、適正かつ効果的に実施するための基本的な事項について審議するため、藤崎町学校給食運営協議会要綱第4条及び教育長に対する事務委任規則の第2条第1項第13号の規定に基づき、提出するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

32ページをお開き下さい。資料7、藤崎町学校給食運営協議会委員名簿案、任期、委嘱の日から令和2年3月31日まで。新任の委員は、学校長では藤崎中学校 木村浩氏、PTA代表では藤崎小学校 浅瀬石純司氏、藤崎中学校 木村嘉宏氏、学校給食委員会代表では藤崎小学校 白戸亜由美氏、常盤小学校 伴真理子氏、藤崎中学校 新岡清人氏、明德中学校 成田理々子氏です。議案第19号については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

議案第19号「藤崎町学校給食運営協議会委員の委嘱について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案第19号「藤崎町学校給食運営協議会委員の委嘱について」を原案のとおり承認します。

以上で、本日の議案審議を終了いたします。

ありがとうございました。

会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

主幹 長内 真理子

閉会時間 午後2時02分

教育長 羽賀 義易

2番 神 公子

4番 工藤 留美